

中国における教育のダイナミズムを考える

——小島麗逸・鄭新培編著『中国教育の発展と矛盾』（御茶の水書房，2001年）を素材に——

まきの
牧野 篤

はじめに——教育と教育制度の一般規定——

- I 『中国教育の発展と矛盾』の構成と概要
- II 教育制度は静態的な制度か——いくつかの疑問——
- III 中国教育のダイナミズム——政策と実践のせめぎ合い、制度の組み換えと定着——
むすび——中国教育のダイナミズムをとらえるために——

はじめに

——教育と教育制度の一般規定——

教育は価値志向的営みである。教育とは、人間の形成や陶冶を通して、ある価値を実現しようとする営みであり、そこには、当然、年長者が後に続く者を引き上げ、自らを乗り越えていくことを、そしてその結果、自らの社会集団が「よりよい」方向へと発展することを期待する、社会集団的な進歩・発展という価値が組み込まれている。そして、それは「教育は子殺しの歴史とともに始まった」といわれるように、人間の計画と打算そして感情の産物である[梅根 1967]。教育の原初的形態においては、人間の生存と教育とがそのまま表裏の関係をなしていた。つまり、生存の危機に直面して、ある社会集団は、子どもを間引くのと引き替えに、生き残らされた年少者に対して、集団の生産力を上げるための経験の伝達を施してきた。それが社会集団の習俗や文化として、たとえば宗教的な色彩をまとうて保存されてきているのである。この意味で、教育は、人間が自らを社会集団的な存在として意識し、かつ、自らの生活とくに生計を計画し得る歴史段階に達して生じた営みであり、さらに、自らが所属する社会集

団の生存のために、生まれてくる子どもを犠牲にせざるを得なかったという成員の悲しみを背負ってなされた営みでもあった。

しかし、今日、私たちが問題にするのは、このような原初的形態としての教育ではない。それは、この原初的形態の特質を基礎にもちながらも、国家の制度として構築された教育であり、次の3つの要因を含み込んで、そのせめぎ合いの中から形成される国家意思を反映したものである。1つめは、ここでいう国家とは、いわゆる経済装置としての近代国家であり、そこでは、経済発展のための国内市場の統一と労働力の養成のために、学校制度が国民教育制度として構築されるということである。言い換えれば、近代国家によって制度化される近代学校教育とは、国民形成のための国民教育制度であり、それは言語的統一と価値観の統一による民衆の国民化のためのイデオロギー装置として構築されるものである。2つめは、このような国民教育制度は、国民として形成される民衆の欲望を達成するための装置としても形成されるということである。言い換えれば、国家は民衆を国民へと形成するために、民衆を学校教育へと誘導するが、それは民衆の自発的意欲を喚起し、民衆自身の自発的参加と競争、そして自己淘汰を促すシステムとして学校制度を構築することを意味している。民衆自らの意志で学校を利用することで自らの欲望をとげることができるといふ幻想が組織され、学歴社会が形成されるのである。ここで、これを幻想だというのは、一般に、国民教育制度においては、民衆は自らの意志で自発的にその制度を利用し、自らの欲望をとげているように思いこんでいるが、実際には、民衆にそのように思いこませ、

民衆を国民化する国家装置が近代学校制度であり、その制度を基礎に成立するのが学歴社会に他ならず、かつこの学校制度＝学歴社会においては、社会階層の再生産がなされ、民衆の階級上昇の欲望は制度的にほとんど実現され得ないが、他方、民衆自身の失敗は個人の努力の問題へと還元される構造を、この制度がもっているからである。3つめは、しかし、このような教育においては、国家および民衆双方において、たとえば子どもたちの健全な成長・発達が期待されており、学校制度における強度の競争と選別による子どもたちの人格疎外・発達疎外という状況に対しては、それを制度的に回避するように制度そのものを組み換えようとする力学が働くということである。

つねに、国家とその構成員である民衆の計画と打算そして感情とが、経済＝生計を主たる動因としながら、教育制度においてせめぎ合い、それを社会的に定着させ、かつ改革へと導いていくのである。

しかも、教育を法制度として規定するとは、それが国家の法であることによって、教育における公論を表象化して、言語化することを意味する。つまり、教育に関する国家の意思および国民である民衆の認識・欲望・希望などのせめぎ合いから形成される共通の価値と認識を言語化し、契約化したものが教育法（または法規定）であり、それは法制化以前の民衆の教育経験とそれに対する認識および国家の教育への意思との関係を実体化したものである。そして、そうであるが故に、法は法制化以後の教育制度を規定するものとして作用する。

この意味で、教育とくに教育制度の抱える諸問題をとらえることは、その制度を有する国における国家と民衆との関係を読み解くことに他ならない。

そして、以上のようなことが故に、教育は常に社会的な議論の的とならざるを得ず、教育に関しては誰もが当事者であり批評者であるという状況が容易に現われることとなる。

では、中国における最近の教育は、どのようなあり方を示し、それはどのようにとらえられているのだろうか。これを、標記の著作（小島麗逸・鄭新培編著『中国教育の発展と矛盾』御茶の水書房、

2001年）を素材に考えようとするのが、小稿の課題である。

I 『中国教育の発展と矛盾』の構成と概要

本書は、今日中国教育が抱える問題を、教育学を専門としない研究者たちがとらえようと試みた論文集である。管見では、文化大革命終息以降、専ら政治・経済・文化そして社会などの分野が主たる議論の焦点となり、中国社会に生きる人々の価値観を強く規定し、かつそれに強く規定されてきた教育のあり方を十分に扱うことのなかった日本の中国研究において、本書は画期的といってもよい意義をもつものであろう。

しかし、上記のような教育学の基本的な観点からは、本書は、かなり異質な内容をもったもの、言い換えれば、評者が慣れ親しんできた教育研究というスタイルからはかなり違和感のあるものと見える。それは、本書において、日本における中国教育に関する先行研究がほとんど参考にされていないことなどに由来するものであろう。これはまた、本書が中国の教育を表題に掲げつつも、教育以外のところに関心をおいていることを、そして、それが本書の特色であることを示している。このことはたとえば、次のような表現に象徴的である。「中国の教育は巨大な産業である」（本書3ページ）。

本書は、中国が「科学と教育による立国」を政策スローガンとして掲げ、人間資源の開発に発展の活路を求めようとしているとの認識を基礎に、次の諸点の疑問を明らかにするために取り組まれた共同研究の成果である。(1)国際的な経験から中国の教育発展はどの時期、どの辺に到達したのか、(2)その発展のための政策はいかなるものであり、現在の政策を形成する思想はどのようなものであるのか、(3)各時期の政策ではどのような矛盾が生み出され、今日どのような矛盾を抱えているのか、(4)教育改革の推進者は誰か、(5)海外留学者が中国社会にもたらす影響は何か（本書「刊行にあたって」）。

この課題設定から、本書は、次のような構成をとっている。

して学校から離れてしまう「流失生」)の大量発生が、地方レベルの貧困な経済による貧困な教育費とさらに家庭の貧困が子どもたちの労働を期待することによって引き起こされていることを実証的に明らかにしている。ただし、貧困問題と学校との関わりを問う場合には、学校のもつ教育機能が家計の貧困問題とどのような関係を形成しているのか、さらに学校の教育機能が貧困問題解決と如何に結びつき得るのかが問われる必要があるが、その視点からの分析はなされていない。

第6章「海外への留学生の帰国問題」では、帰国留学生が高等教育の分野で活躍していることを紹介する一方で、とくに改革開放期以降の中国の留学生送り出し政策と各国の受け入れ政策を検討しつつ、留学生の海外滞留問題が検討の俎上に載せられる。そこでは、留学生の海外滞留問題の最大の要因は、中国国内の帰国留生活用のための条件整備の問題であるというよりは、滞留を促すような受け入れ国側の政策にあると指摘されるが、他方、留学生たちの帰国行動はいわゆる政治的な理念よりも実利的なものを重視する傾向が強いという考察がなされている。今後、留学生たちが海外とのチャネルを拡大し、実利的に動くことが、かえって中国の政治状況を海外から監視することへとつながり得る可能性を示唆するものである。

第7章「私立学校の復興と発展」は、とくに近年、拡大めざましい中国における私立学校(「民辦学校」=民営学校)の急速な発展の動向を紹介したものである。ここでは、中国における教育事業の発展は公的な経費のみならず、広汎な社会力量によって担われるべきであるとの政府の方針を受けて活発に展開されている中国の民間教育事業のあり様が量的拡大として描かれ、その重要性とともに明るイメージが提示される。しかし、反面、こうしたいわゆる私立学校(民営学校)の野放図ともいえる急速な拡大によってもたらされることになった、公的に保障されるべき教育の基本原則とくに教育機会の均等原則や教育の質の確保の後退、動揺さらには解体という側面、およびそれらと教育普及の促進の必要とが構成する矛盾など、中国の教育行政当局が直面し、

解決に苦悩している諸点は描かれてはいない。

第8章「海外華僑・華人の対中国高等教育への援助」では、海外華僑と華人の中国高等教育への援助とくに経済援助について歴史的な紹介がなされ、それらがいかに中国の高等教育の発展に寄与してきたのかが指摘される。

II 教育制度は静態的な制度か

—いくつかの疑問—

概略以上のような内容をもつ本書であるが、執筆者による教育の基本概念的共有がなされておらず、また中国現行の教育制度への的確な理解を欠いていることや、教育実践の現場への視点が希薄で、問題状況の指摘も、実態を十分に把握した上でのことではないことなどの問題点と関わって、本書は、次のような論理展開上の特徴をもつものと思われる。それは、本書が中国の教育およびその制度を考察しようとするとき、そのダイナミズムをとらえようとしてはいないこと、言い換えれば、既述のような国家と民衆との相互のせめぎ合いによって形成される動態として教育と教育制度をとらえてはいないという点に集約されるものである。

第1は、上記の概要からも明らかなように、本書の論理はあるひとつの価値観によって規定されており、それが議論を先験的に枠づけし、中国の教育の実態理解を不十分なものとしていると思われることである。それは、たとえば、量的な拡大は発展であり、よいことであると見なす価値観、またその拡大が速いことがよいこととする価値観、さらに、そこから導かれるすべての子どもたちに単一の上級学校への進学が開かれていることがよいこととする価値観などである。それは、また、量的な縮小を「後退」として評価し、また量的な拡大の速度を比較して「遅れている」とする記述や、さらに学校のもつ民衆生活との関わりを十分に検討することなく、普通課程と職業課程に分かれる複線型学校体系であることが即、子どもたちの将来を一元的に決めてしまうとされ、上級学校への進路が閉ざされてしまうと批判する記述などに見られるものである。

り、文革後1977年には、いち早く大学入学試験を回復し、また大学へとつながる重点学校制度を構築し、さらに、高等教育への奇形的な教育費重点配分が他の教育事業の展開を阻害してきたという経緯がある[牧野 1995b, 第2章第1節; 大塚 1996など]。たとえば、学生1人当たり教育費の1人当たりGNPに占める割合を国際比較で見た場合、表1のようになる。

このように高等教育重視の政策をとりつつも、それが大学入学者数の拡大に直結しなかったのは、中国がとっていた計画経済における労働人事制度の制約があったからである。それは、国家の要材としての人材を計画的に養成して配置するいわゆる「卒業分配」制度として存在していた。改革開放期に入ってから、中国政府は社会主義制度の根幹である労働人事制度を完全に市場化することにはためらい続けており、それが大学生数の急速な拡大を困難たらしめた第一の要因であった[牧野 1995b, 第2章第1節など]。しかも、卒業分配制度と戸籍制度の存在により、とくに1992年以前の改革開放期には大都市圏の後期中等学校卒業者たちがいわゆる国立大学への進学を嫌う傾向が出ており、それが大学進学圧力を下げる一因ともなっていた。ちなみに、中国の大学入学制度は、入試は全国统一で行われるが、各大学(さらに各学部)の入学定員は統一入試実施委員会所管地区単位に割り振られており、それ故に、たとえば北京大学入学者のうちで、北京市出身者と上海市出身者とは合格のボーダーラインが異なるという現象が現われていた。そうであったが故に、大学入学定員数の拡大という改革の試みも、卒業分配に服する「国家計画内学生」(学費免除・宿舍費免除など従来の待遇を受けられる学生)とは別枠で、学費を徴収され、かつ宿舍を必要としない「計画外学生」として自宅通学者中心の「走読生」の受け入れから始められ、就労において、今日のように使用者と被雇用者とが自由に契約を結ぶこと(「供需见面・双方選択」)が認められ、労働市場が形成されて初めて、大学はすべての学生から学費・宿舍費・雑費を徴収し、かつ入学定員を拡大することになったのである。そして、労働市場が形成され、学歴社

表1 学生1人当たり教育費の対1人当たりGNP比国際比較

| 国 | 年度 | 対1人当たりGNP (%) | | |
|---------|------|---------------|------|------|
| | | 初等教育 | 中等教育 | 高等教育 |
| アメリカ | 1981 | 20(初等・中等教育合計) | | 46 |
| 日本 | 1982 | 14 | 16 | 20 |
| 旧西ドイツ | 1983 | 16 | 22 | 24 |
| フランス | 1981 | 14 | 22 | 31 |
| イギリス | 1983 | 14 | 22 | 61 |
| 旧ソ連 | 1984 | 23(初等・中等教育合計) | | 39 |
| イタリア | 1983 | 16 | 21 | 27 |
| 韓国 | 1985 | 15 | 12 | 12 |
| ブラジル | 1982 | 9 | 13 | 67 |
| トルコ | 1983 | 8 | 15 | 90 |
| タイ | 1983 | 12 | 15 | 19 |
| ナイジェリア | 1981 | 5 | 58 | 596 |
| エジプト | 1982 | 15(初等・中等教育合計) | | 73 |
| バキスタン | 1979 | 8 | 16 | 137 |
| インド | 1978 | 11 | 18 | 61 |
| バングラデシュ | 1983 | 7 | 14 | 71 |
| 中国 | 1957 | 9.4 | 51 | 588 |
| | 1985 | 5 | 17 | 312 |

(出所) 牧野 (1995b, 98) (原出所は、周 1989)。

会が構築されるにともなって、有名大学への進学が就職に有利に作用することが民衆に認識されることで、大学が学費その他の経費を徴収し、かつ入学定員枠を拡大する経営を行っても、学生たちは大学とくに有名国立大学への進学を希望するようになったのである。つまり、大学進学者数の増加という現象の背後には、労働市場の形成にともなう学歴社会の構築という制度的な実体が存在し、民衆がその制度を利用して自らの生活の向上を図ろうとする実利的な思考と行動が介在しているのである。

(2)本書は、中国が複線型学校体系つまり普通教育課程の学校体系と職業教育課程の学校体系の併存を採用していることについて、かなり厳しく批判しているが、本書が学校教育制度を対象に議論しているものであるとしても、そのような批判をする前提として、学校教育制度と深い関わりがあり、かつそれと併存して中国の教育体系を構築している成人教育制度を検討しておく必要があるということである。なぜなら、本書では、学校教育制度が複線型体系を

が規定されているとはいっても、民衆の教育を受ける権利の規定がなく、男女の教育年限が異なっていたり、階級格差が残されていたりと義務教育としての条件を満足したのではなく、その意味では、教育学的には義務教育であるとは見なし得ないのが一般的な理解である。中国近代において義務教育が規定されたのは1922年学制においてである。しかし、この学制は、たとえば胡適や陶行知の評価〔胡 1922, 187-191; 陶 1922, 130-132など〕に見られるように、民衆の学校教育経験がある程度一般化した段階を受けて、民衆に共有された観念としての義務教育を法実体として規定したものではなく、民衆を先導する開明的理念として提示されたもの——いわゆるプログラム規定であるという性格が強い。この意味では、1922年学制は近代国家における近代法的な義務教育の規定とはなっておらず、それが故に、新中国成立後、義務教育という概念が一時放棄され、「普及教育」として基礎教育の普及に努力が払われたという歴史的経緯が存在する必要があるともいえる。そして、その後、改革開放期において、学校教育経験がとくに都市部を中心に普及し、学歴社会が形成されるとともに、1985年の中国共産党中央委員会「教育体制改革に関する決定」が公布され、教育の地方分権と教育普及に対する地方政府の責任が規定され、基礎教育の義務教育化の方針が明示されて、基礎教育学校が民衆の生活により近づけられ、かつ民衆の国民化のための制度として構築される方向が示されて初めて、1986年に「義務教育法」が制定され、義務教育が法的に規定されることとなったのである。このことをもって本来的な意味における義務教育が規定されたと見なすことが教育学的には妥当な解釈なのだと考えられる。

(3)改革開放期に学校教育の普及が一時的に減速した、または就学者数が減ったことに対して、本書には、民衆の拝金主義的傾向の影響であるとの批判的記述が散見されるが、ここから国家制度としての教育制度と民衆生活における必要との関係に論が展開していかないことである。つまり、ここで問題だと思われるのは、民衆が自らの生活を向上させようとする欲求をもってはいることは今日でも変わりはない

のに、なぜ今日では過度な進学競争が起きるほどにも学校が民衆によって利用されるようになったのか、という今日的な課題への問い返しがないまま、国家の行う学校制度の普及と拡充はよいものであり、それに反する民衆の行為は批判されるべきであるという暗黙の了解が論理の準拠枠となっていると見えることである。問われるべきは、なぜ改革開放初期の学校教育が民衆の拝金主義的影響を受けて普及に困難を覚えたのか、そして、なぜ今日、民衆は学校を利用しようとしているのかということである。この論理はまた、留学生の滞留問題と関わって、中国本国の条件整備の問題よりも、受け入れ国の政策にその原因を求めようとする立場などにも共通のものである。さらにそれは、貧困地区の「失学」問題の原因を、教育費の欠乏と家庭の貧困に求めようとする単調な論理にも共有されている。「失学」問題には、確かに貧困な教育財政や家庭の貧困問題が深く関わっているが、そこには、すでに指摘したように、学校教育のもつ画一的なカリキュラム構造や中国社会の単純労働に価値をおく「体脳倒掛」（肉体労働と精神労働との価値の逆転）現象などと深く関わりをもち、単なる貧困問題だけではとらえられない側面が存在しているのである〔牧野 1995b, 第1章第3～5節など〕。

(4)本書では、「私立学校」（中国語では「民辦学校」または「社会力量办学」。以下、小稿では民営学校と記す）の急速な拡大が厳密な検討なく紹介されているが、これは産業として教育を見た場合において、教育における自由市場の拡大ととらえることが可能であるにしても、国家の教育制度における民営学校の拡大という視点からは、ある意味で野放図な拡大傾向にあり、教育の質を実質的に低下させているのであって、本書はこのような現状を把握することができないという事である。たとえば、高等教育レベルにおいて拡大している多くのいわゆる「民営大学」（民辦大学）は、そのほとんどが大学卒業の学歴認定を行う「独学試験」（自学考試）のための予備校であり、国家が学歴を認定する正規の大学ではない。しかも、国家はこれらのいわゆる民営大学を否定し、排除するのではなく、秩序だっ

市の初等・中等学校での実験を終え、全面的な実践化の段階に入っている〔牧野 1998c など〕。しかも、上海市は、この改革の成否は大学入試が握っていると考え、従来、国家統一であった大学入試の問題作成と実施の権限を上海市に委譲させ、上海カリキュラムに基づいた入試問題の作成と上海市独自の大学入試による大学への進学を保障している〔牧野 1998c；1995b、第3章第2節・補論など〕。これが可能となるのは、従来の国家統一大学入試においても、各大学の定員が地方に割り振られていたからである。上海市が独自に入試を行っても、他の地方の入試には影響を与えないのである。この意味では、上海市の改革は「素質教育」を普通教育課程において実質化しようとする試みなのであり、職業教育課程へと子どもたちを「分流」させるためのものではない。しかも、上海市の改革は現在、各地における独自教科書・教材編集の動きへと連動しており、教育実践の地方や学校レベルにおける多様化という様相を導き出しているのである〔牧野 1998c；1995b、第3章第2節・補論など〕。その上、既述のように、職業教育課程への進学者にも、高等教育の学位・学歴を保障する措置がとられているのである。

さらに、安徽省などの農村地区では「農科教三結合」（農業・科学技術・教育の3行政部門の統一的計画化）という実験が展開され、農民の生産労働と農業技術の改良・普及、そして学校教育とが連携しながら、学校教育のもつ人格形成という固有の機能にもとづきつつ、農民の実生活上と深く関わりをもちながら、子どもたちを教育し、学校を普及する事業が成果をあげている。ここでも、「素質教育」が重視され、かつ職業教育はたとえば普通教育を基礎に積み上げられる形で保障される学校体系（たとえば「三加一」〔3年間の初級普通中学プラス1年間の職業課程〕という措置など）が採用されているのである〔牧野 1995c など〕。

このような地方や現場レベルでの改革と実践こそは、中国の各レベルの教育を急速に普及させてきた主たる要因なのである。

また、職業教育に関しても、地方レベルでかなり柔軟な形での進学・学歴保障がなされている。それ

は、たとえば上海市における教育の地域化の過程で、つぎのような実態が現われてきているところに示される。上海市では、後期中等教育レベルの普通科と職業科の定員比率はほぼ5対5に設定されているが、昂進する進学競争で大学進学が加熱しており、多くの子どもたちは普通科への進学を希望している。しかし、普通科の定員を増やしてはいるものの、生徒募集計画の問題もあり、職業科へ不本意入学となる子どもも少なくなく、市民の不満が高まってきている。このような状況を背景に、現在、上海市内のいくつかの区では、区教育局に管轄権のある成人教育体系を利用して、職業高級中学に進学した生徒で大学進学を希望する者に対して、成人高等教育の機会を開き、学位と学歴を保障するというバイパスを作り始めているところが現われている。これは、既述のように、中国の教育体系が、全日制学校教育を正規の教育体系とする方向に動いてはいるながらも、職業に就くことで教育機会を失う人々に対して、教育機会を保障する成人教育の体系を、学位・学歴認定を行う体系としても構築してきており、そのサービスを都市では区レベル、農村では県レベルの責務としていることによって可能となる措置である〔牧野 1998c など〕。しかも、成人教育は今日、生涯学習（従来は、「終身教育」と呼ばれていたが、近年「終生学習」と英語のlifelong learningにより近い用語を使い始めている）へと展開しつつ、正規の学校教育体系の中で保障する方向に動いてきており〔联合国教科文組織中国全国委員会他 2001 など〕、1990年代に、職業教育が正規化して学校体系に組み込まれていったように、成人教育と学校教育は、生涯学習の観点から学校という体系を拡張する形で統合が進められようとしているのである。その上、普通教育の体系から成人教育体系への乗り換えには、就職が要件として含まれない措置がとられており、さらに成人教育課程から普通教育課程への乗り換えを試行的に認める高等教育機関が現われてきているのである〔牧野 1998a など〕。このようなバイパスの形成は、全日制学校教育を正規の教育体系と見なす観点からは、一見、例外的な措置であるように見えても、行政論的には可能な措置なのである。

関わり、かつ国家の意図と民衆の欲望や願いとがせめぎ合う場である教育について、さまざまな分野の専門家からのアプローチが進められること、さらにこれら専門家の間で中国教育に関する共同研究が組織されることが強く望まれる。

文献リスト

小稿における引用・参照文献(日本語・中国語を含む)の他、本書と関わりをもつであろう文献のうち、日本における先行研究に限って、管見の主なものをもとに掲げる。

〈日本語文献〉

- 阿部洋 1993.『中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程——』福村出版。
- 編 1997.『現代中国の社会・文化変動』(「現代中国における社会的・文化的変動に関する実証的調査研究」〔1994～96年度〕第3年次報告書,「現代中国における教育の普及と向上に関する実証的研究」〔文部省科学研究費・基盤研究B,1995～97年度〕中間報告書)福岡県立大学現代中国社会・文化調査団。
- 編 1998.『現代中国における教育の普及と向上——江蘇省の場合を中心に——』平成7～9年度科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書,福岡県立大学。
- 編 1999.『日中両国における教育・扶養意識の比較研究——福岡県の場合を中心に——』(「改革・開放」下中国における農村教育の動態——日本との比較の視点に立って——〔文部省科学研究費・国際学術研究,1997～99年度〕中間報告書)福岡県立大学生涯福祉研究センター。
- 一見真理子 1993.「中国における後期中等教育構造改革の動向と展望——『国務院職業技術教育の発展に関する決定』(1991年)を中心に——」手塚武彦編『後期中等教育の史的展開と政策課題に関する総合的比較研究』(平成2・3・4年度科学研究費〔総合A〕研究成果報告書)国立教育研究所。
- 梅根悟 1967.『世界教育史』新評論。

- 王智新 1997.「中国の教師教育事情」『教師教育研究』(全国私立大学教職課程研究連絡協議会)第10号。
- 大塚豊 1988.「中国の中等教育改革に関する研究——初級・中級技術人材養成における分業構造——」国立教育研究所内中等教育制度研究会編『中等教育の制度再編の動向』。
- 1993.「中国の高校卒業試験と大学入試改革」手塚武彦編『後期中等教育の史的展開と政策課題に関する総合的比較研究』(平成2・3・4年度科学研究費〔総合A〕研究成果報告書)国立教育研究所。
- 1996.『現代中国高等教育の成立』玉川大学出版部。
- 小川佳万 2001.『社会主義中国における少数民族教育——「民族平等」理念の展開——』東信堂。
- 木山徹哉 1990.「現代中国における教育普及政策の問題点——『流生』問題及び『読書無用論』を生かさせたもの——」『岡崎女子短期大学研究紀要』第23号。
- 1994.「現代中国における子どもの生活——教育意識の高揚の中で——」『岡崎女子短期大学研究紀要』第27号。
- 国立教育研究所 1995.『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究・中間資料集(Ⅰ)』。
- 1997.『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究・中間資料集(Ⅱ)』。
- 1998.『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究・中間報告書(Ⅱ)』。
- 1999.『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究・最終報告書』。
- 篠原清昭 2001.『中華人民共和国教育法に関する研究——現代中国の教育改革と法——』九州大学出版会。
- 陳永明 1994.『中国と日本の教師教育制度に関する比較研究』ぎょうせい。
- 牧野篤 1988.「中国の留学生政策——その歴史と現状——」名古屋大学教育学部『留学生教育に関する調査研究』。
- 1993.「中国の中等教育改革——上海市の課程・教材改革を中心に——」『中等教育研究』(名古屋大学教育学部)第4号。
- 1994.「中国における教育の地域化に関する一考察——上海市『社区』教育の試みを一例として——」

